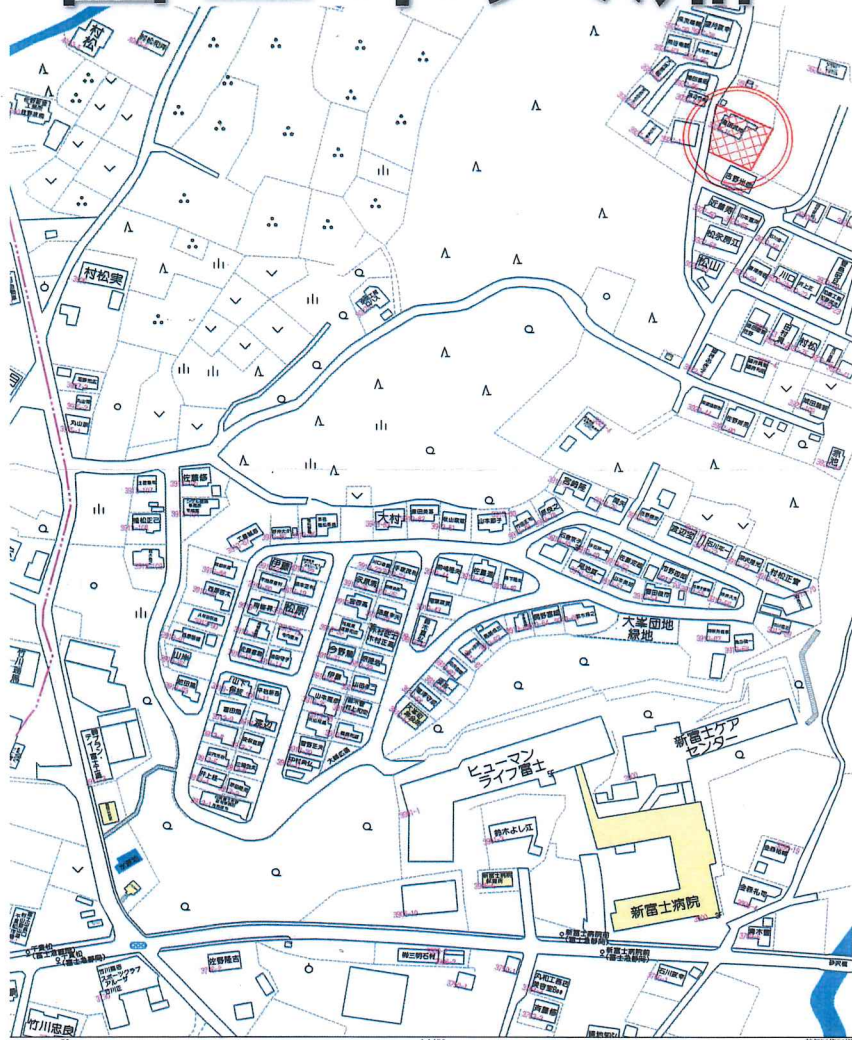


富士市大淵



概要

所在地: 富士市大淵字大峯3922-15他

地積: 564.28㎡ (170.69坪)

地目: 宅地(既得権)

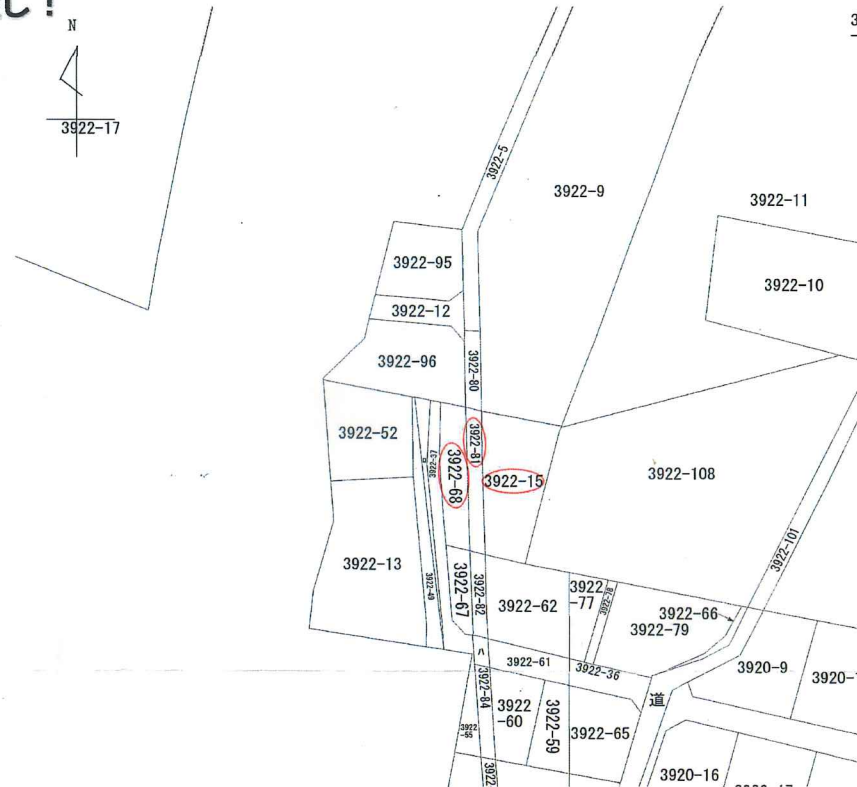
用途地域: 市街化調整区域

設備: 東京電力・市営水道・個別浄化槽・プロパンガス

古家有 (80.98㎡ 24.49坪)

現況渡し!

価格: 500万円



Earnest
アーネストFUJI株式会社

静岡県知事(2)第14038号 TEL.0545-37-1110
富士市大淵2982-18

✉: yuka@earnest-fuji.com

ホームページ



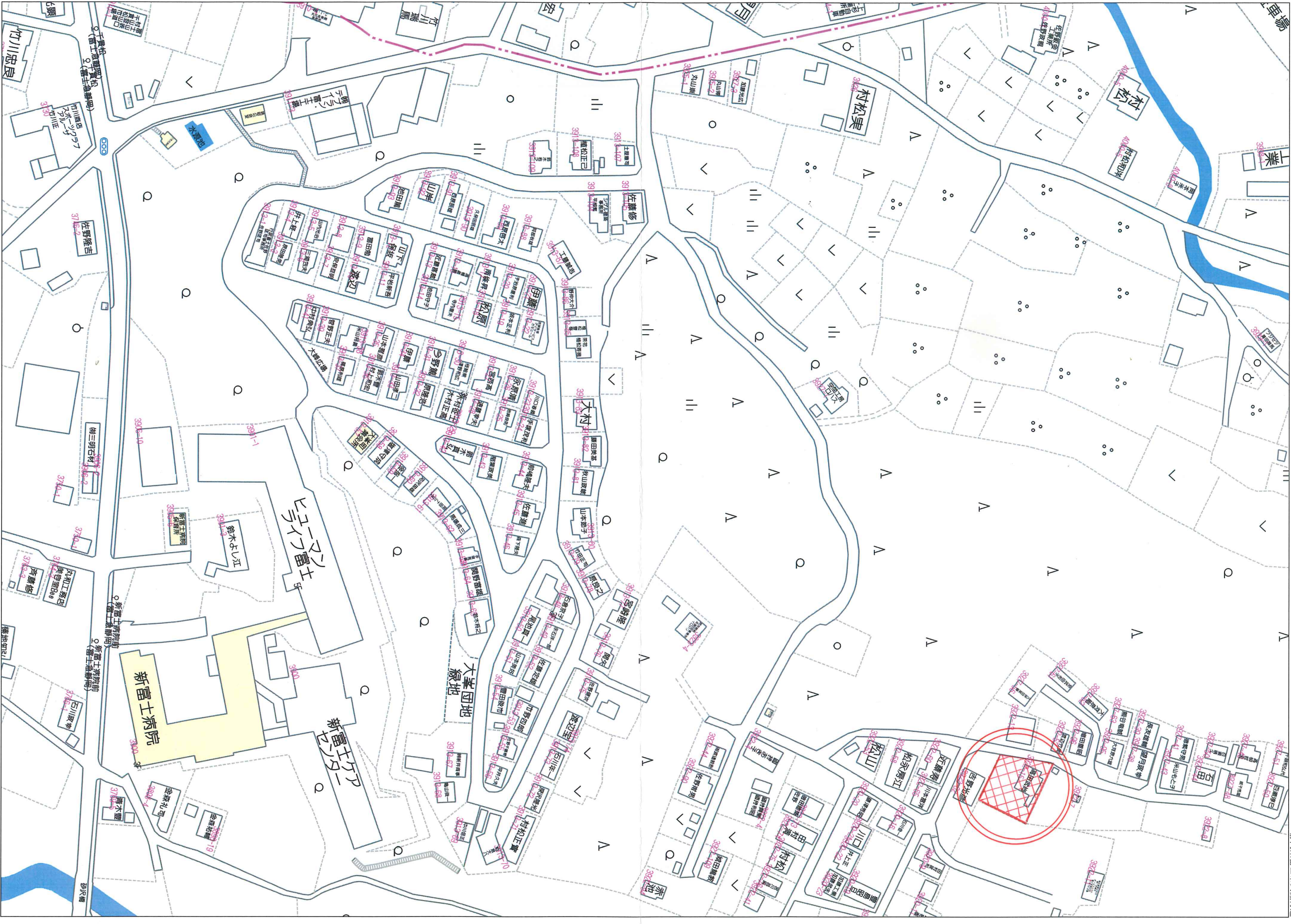
質問やご相談



EARNEST_FUJI

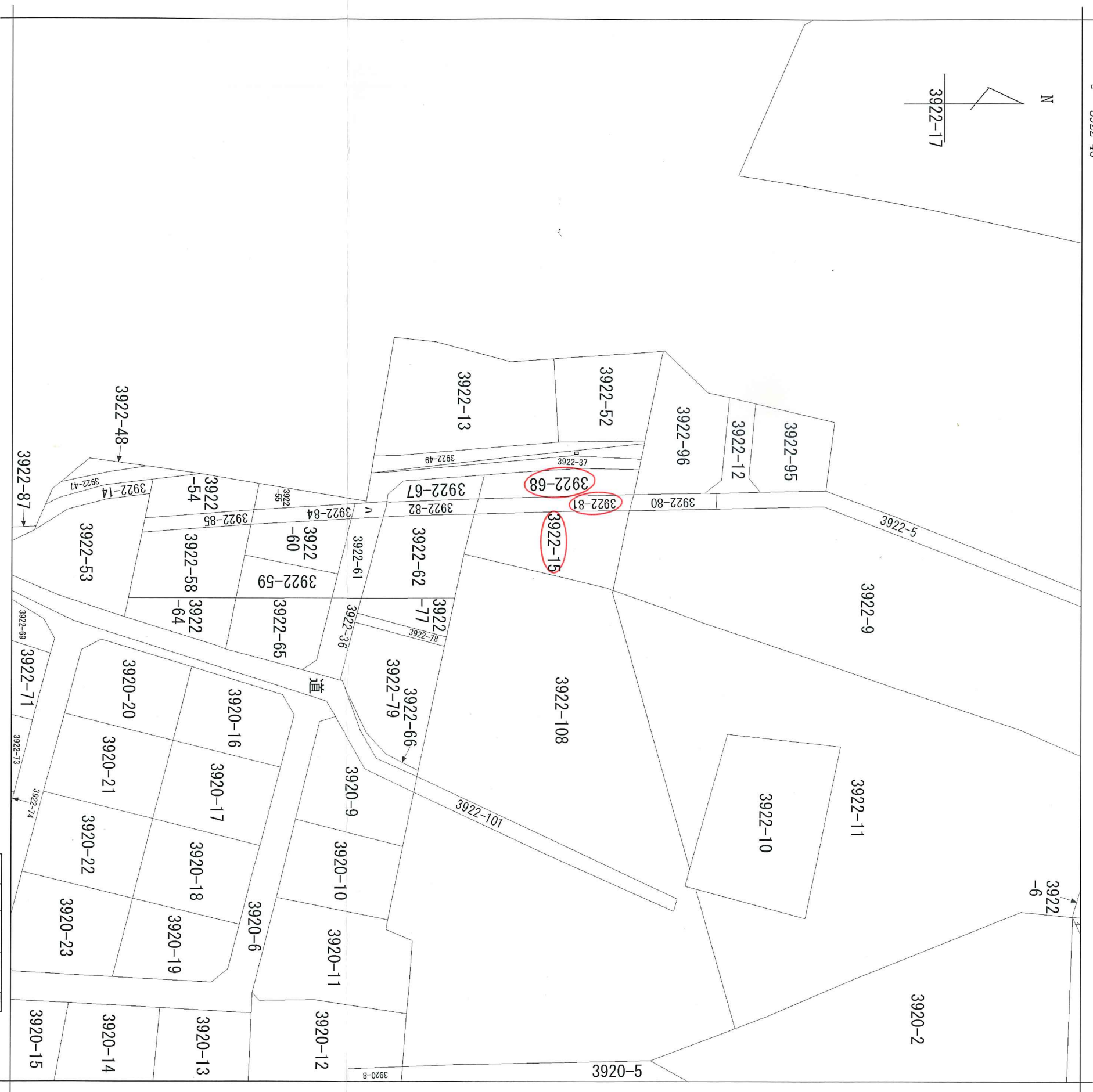
住まい探しは
ハトマーク

【仲介】



1:1490

3922-7
3922-46
3922-83



請求分	所在	富士市大洲字大峯		地番	3922番15	
出縮	力尺	1/600	精度分	座標系 番号又は 記号	分類	地図に準ずる 図面
作成年月日	昭和61年12月2日					
					種類	旧土地台帳附属地図

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年2月24日	不動産番号	0802000107971
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	富士市大淵字大峯			余白	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
3922番68	畑	125		3922番37から分筆 〔昭和47年2月24日〕	
余白	宅地	125 28		②③昭和48年12月25日地目変更 〔昭和49年1月14日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年2月24日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和47年6月30日 第16062号	原因 昭和47年6月28日売買 所有者 富士市大淵3922番地の15 高田千佳子 順位4番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年2月24日
2	所有権移転	令和5年11月13日 第23804号	原因 令和5年7月14日相続 所有者 大阪府箕面市粟生間谷西四丁目2番5-203号 後藤信介



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和5年11月17日
静岡地方法務局富士支局

登記官

山本幸三



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年2月24日	不動産番号	0802000107984
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	富士市大淵字大峯			余白	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
3922番81	山林	47		3922番80から分筆 〔昭和47年6月14日〕	
余白	宅地	47 78		②③昭和48年12月25日地目変更 〔昭和49年1月14日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年2月24日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和47年6月30日 第16063号	原因 昭和47年6月28日売買 所有者 富士市大淵3922番地の15 高田千佳子 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年2月24日
2	所有権移転	令和5年11月13日 第23804号	原因 令和5年7月14日相続 所有者 大阪府箕面市粟生間谷西四丁目2番5-203号 後藤信介



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和5年11月17日
静岡地方務局富士支局

登記官

山本幸三



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)		調製	平成12年2月24日	不動産番号	0802000107925
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	富士市大淵字大峯			余白	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
3922番15	畑	1018		余白	
余白	余白	1011		③3922番15、45に分筆 〔昭和46年6月8日〕	
余白	余白	113		③3922番15、56ないし62に分筆 〔昭和47年2月24日〕	
余白	余白	391		③錯誤 〔昭和47年8月3日〕	
余白	宅地	391	22	②③昭和48年12月25日地目変更 〔昭和49年1月14日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年2月24日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和47年6月30日 第16062号	原因 昭和47年6月28日売買 所有者 富士市大淵3922番地の15 高田千佳子 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年2月24日
2	所有権移転	令和5年11月13日 第23804号	原因 令和5年7月14日相続 所有者 大阪府箕面市粟生間谷西四丁目2番5-203号 後藤信介



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和5年11月17日
静岡地方務局富士支局

登記官

山本幸三



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。